

千葉県草刈機貸出要領

1 趣旨

この要領は、千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する条例（平成29年千葉県条例第31号）第2条第1号に定める空家等及び同条第2号に定める空地（以下「空家等及び空地」という。）の適正な管理を促進するため、市が所有する草刈機の貸し出しに関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者等

- (1) 空家等及び空地に繁茂した雑草を除去するため、当該空家等及び空地の所有者又は管理について権原を有する者（以下「所有者等」という。）から申請があったときは、草刈機を貸し出すものとする。
- (2) 草刈機の貸し出しは、市内に在住する者に対して行う。ただし、市外に在住する所有者等が、自ら空家等及び空地の雑草を除去する場合はこの限りではない。
- (3) 草刈機の貸し出しを受けた者（以下「借受人」という。）は、当該貸し出しを受けた草刈機を、空家等及び空地の雑草の除去以外の目的に使用しないものとする。

3 事務の所管

草刈機の貸し出しの事務は、区役所地域づくり支援課（以下「地域づくり支援課」という。）及び都市局都市部都市安全課（以下「都市安全課」という。）において行う。

4 貸出期間

草刈機の貸出期間は、貸し出した日から起算して7日間を限度とする。ただし、貸出期間の末日が祝日その他の閉庁日に当たる場合は、その日以後最初の開庁日までとする。

5 貸出料等

草刈機の貸出料は無料とし、作動に要する燃料は、借受人が調達するものとする。

6 貸出手続

- (1) 草刈機の貸し出しの申請は、使用申請書（様式第1号）を、貸出を受けようとする地域づくり支援課又は都市安全課に提出することにより行うものとする。
- (2) 使用申請書の提出があったときは、提出した者の身分を証するものの提示を求め、本人であることを確認しなければならない。
- (3) 草刈機を貸し出すときは、燃料漏れその他重大な破損がないことを確認するとともに、取扱説明書に従って適切に使用すべきことその他必要な事項を伝えた上で引き渡さなければならない。
- (4) 借受人が、貸出期間を超えて引き続き草刈機を使用することを希望する場合は、再度使用申請書を提出させるものとする。

7 返却

- (1) 借受人から草刈機が返却されたときは、草刈機の状態を確認して引き渡しを受けなければならない。
- (2) 返却の際に著しい故障、破損等が認められた場合は、借受人の負担により修理することを指示するものとする。

8 保管等

(1) 地域づくり支援課及び都市安全課は、草刈機の保管場所を定め、適切に保管しなければならない。

(2) 貸し出し及び返却の際の草刈機の引き渡しは、前号に定める保管場所において行うことができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

使用申請書

年 月 日

様

申請者 住所
(使用者) 氏名
電話 ()
(連絡先メールアドレス) @

下記の事項を遵守しますので、機器の使用を申請します。

記

- 1 使用機器 草刈機 台
- 2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 承諾事項
 - (1) 機器の使用に際し、必要とする燃料は使用者の負担とする。
 - (2) 機器の使用によって生じた使用者本人の負傷及び第三者に対する損害行為等については、すべて使用者の責任において解決する。
 - (3) 機器の使用前に、機器に異常がないかを確認してから使用する。
 - (4) 機器に故障及び破損等与えた場合は、市の指示に従い修理等を行う。
 - (5) 機器の使用に際しては、適切な取扱い手段により性能管理に努める。
 - (6) 使用後は、次の利用者がすぐに使えるよう、ゴミや汚れを取り除くなど清掃し、機器の取扱説明書に従い、手入れを済ませてから返却する。
- 4 刈取り場所

千葉市

機器 NO	貸出扱者	返却扱者